

広域避難場所誘導標識撤去等業務委託仕様書

1 件名

広域避難場所誘導標識の撤去及び処分

2 担当者及び連絡先

行財政局防災危機管理室（０７５－２２２－３２１０）

徳田、平野

3 業務委託概要

誘導標識は、地震に伴う大火災等による二次災害の危険から、地域住民の生命の安全を確保する「広域避難場所」への経路を周知し、「災害発生時に住民を安全に避難誘導することにより被害を最小限にとどめること」を目的として設置している。

今回、道路管理者等からの移設依頼に基づき、誘導標識の撤去及び処分を行うものである。

4 作業内容

誘導標識のほか、支柱、バンド、その他誘導標識の設置に関する部品を撤去し、処分すること。（詳細は別紙参照）

5 数量及び履行場所

計２基

① 京都市上京区河原町通出町橋西詰上ル東側歩道（別紙１参照）

② 本市の指定する場所（別紙２参照）

6 履行期間

契約締結日の翌日から令和８年１１月１６日（月）まで

7 特記事項

- (1) 業務に要する材料費、労務費、運搬費、処分費等業務に含まれるものはすべて本業務に含む。
- (2) 業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。
- (3) 契約完了後、上記担当者と作業日程等について事前協議を実施すること。
- (4) 道路使用許可申請等、誘導標識の撤去に伴い必要となる申請書類等は、受注業者において作成し、上記担当者確認後、申請すること。なお、誘導道路管理者との連絡調整については、上記担当者が行う。
- (5) 撤去作業によって、通行人等が負傷することのないよう工事区域周囲に仮設フェンスまたはカラーコーン・コーンバーを設置し、明示すること。
- (6) 撤去作業中に道路管理者及び警察の指示等があればその指示に従うこと。

- (7) 納入時、誘導標識撤去前及び撤去後の写真を提出すること。
- (8) 受注者は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託してはならない。ただし、撤去に伴い発生した産業廃棄物の収集運搬又は処分について、法令上必要な許可を有する事業者へ委託する場合など、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合に限り再委託することができる。受注者はこの承諾を受けようとするときは、再委託承諾申請書を提出すること。

<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/pdf/saitaku.pdf>

- (9) 受注者は、撤去により発生した産業廃棄物について、廃棄物処理法その他関係法令を遵守し適正に処理すること。
- (10) また、業務完了時には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（最終処分終了が確認できるものを含む。）又は電子マニフェストによる最終処分終了報告書を提出すること。
- (11) 本仕様書に記した以外の問題が生じた場合は、上記担当者の指示によるものとする。
- (12) その他、個別の仕様については、別紙を参照すること。